

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則

〔平成19年1月17日
大阪府後期高齢者医療広域連合規則第8号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第10号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条の規則で定める非常勤職員)

第2条 条例第2条第3号ア（イ）の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員とする。

(条例第2条の3の規則で定める特別休暇等)

第3条 条例第2条の3第2号の規則で定める特別休暇は、大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第7号）第9条第16号及び大阪府後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員就業等規則（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第7号）第13条第2項第14号に規定する特別休暇とする。

2 条例第2条の3第3号の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

3 条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子の1歳到達日後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親（以下「養子縁組里親」という。）若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この号において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

- ア 死亡した場合
- イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合
- ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合
- エ 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

（条例第2条の4の規則で定める特別の事情等）

第3条の2 条例第2条の4の規則で定める特別の事情は、条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

2 前条第3項の規定は、条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、同項中「1歳到達日」とあるのは、「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

（勤務した期間に相当する期間）

第4条 条例第6条第1項の規則で定めるこれに相当する期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしていた期間
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項の規定による停職にされている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（大阪府後期高齢者医療広域連合職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第18号）第6条第3項に掲げる期間を除く。）

第5条 条例第6条第2項の規則で定めるこれに相当する期間は、公務上の負傷若しくは疾病又は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病により勤務しなかった期間とする。

（条例第8条の規則で定める非常勤職員）

第6条 条例第8条第2号の規則で定める非常勤職員は、1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている非常勤職員で1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間以上である勤務日がある非常勤職員とする。

（条例第11条の規則で定める日数等）

第7条 条例第11条の規則で定める日数は12日とし、同条の規則で定める時間は16時間とする。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第8条 条例第12条の規則で定める手続は、次の各号に掲げる事項を記載した書面を提出することにより請求するものとする。

- (1) 職員の所属、職及び氏名
- (2) 育児短時間勤務の承認、その期間の延長又は再度の育児短時間勤務の承認の別
- (3) 再度の育児短時間勤務の承認の場合にあっては、当該承認が必要な事情

- (4) 育児短時間勤務の承認又はその期間の延長の請求(以下「請求」という。)に係る子の氏名、職員との続柄及び生年月日
- (5) 請求しようとする期間
- (6) 請求に係る育児短時間勤務の内容
- (7) 請求に係る子について、既に育児短時間勤務をした期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第11号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大坂府後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例施行規則第3条第2項及び第3項並びに第3条の2の規定は令和4年10月1日から適用する。